

**「令和三年度上半期加入・支払実績」まとまる！**  
**加入金額は前年同期比3%減少、共済金は九億四千万円増で推移**

**【加入実績】**

令和三年度上半期の加入実績は、漁業共済・地域共済の共済金額合計で、六百八十八億円となり、前年同期に対して、二十二億一千万円減少しました。

その主な内訳として、漁獲共済では、漁船漁業で、かに籠（白糠・釧路市・釧路市東部漁協）、一般刺し網（ウトロ漁協）と、定置漁業で、春さけ定置（斜里第一漁協）、秋さけ定置（西網走漁協）の新規加入が図られた他、各漁種で契約割合の引上げが図られました。また、小型合併等の休廃業に加えて、秋さけ定置さんま棒受網の継続契約において、近年の漁獲金額の低下に伴い共済限度額が下降したこと等により、全体では二十七億六千万円減少しました。

特定養殖共済では、ほたて貝等の継続契約において生産金額の落ち込みにより共済限度額が下降したものの、当該養殖業（紋別漁協）の新規加入と、噴火湾地区等で契約割合の引上げが図られたこと等により、三億八千万円増加しました。

漁業施設共済では、はえ縄式養殖施設等で減少があったものの、さけ定置漁具（ひやま・日高中央漁協）で新規加入が図られたこと等により、一億五千万円の増加となりました。

なお、積立ぶらすは、本年度もクロマガゴ強度資源管理タイプの特例措置が適用されたこと等から、定置漁業を中心に前年同期に比べると五億五千万円増加し、漁業者積立申込金額で六十五億一千万円となりました。

令和3年度 ぎょさい・積立ぶらす 引受実績表（9月末） 金額単位：億円

区 分	項 目	本年度実績		前年同期実績		同期対比増減		
		共済金額	積立金額	共済金額	積立金額	共済金額	積立金額	
漁業共済	漁 獲	1号漁業	—	—	—	—	—	—
		漁船漁業	195.1	6.5	209.3	6.4	△ 14.2	0.1
		定置漁業	360.9	53.8	374.3	48.1	△ 13.4	5.7
		計	556.0	60.3	583.6	54.5	△ 27.6	5.8
	特定養殖	藻 類	—	—	—	—	—	—
		貝 類 等	73.2	4.8	69.4	5.1	3.8	△ 0.3
		計	73.2	4.8	69.4	5.1	3.8	△ 0.3
	漁業施設	養殖施設	2.9	/	2.9	/	0.0	/
		定置網	50.3		48.8		1.5	
		計	53.2		51.7		1.5	
合 計		682.4	65.1	704.7	59.6	△ 22.3	5.5	
地域共済（休漁補償）		5.6	/	5.4	/	0.2	/	
総 合 計		688.0		* 65.1		710.1		59.6

（注）共済金額は漁業共済、積立金額は積立ぶらすの漁業者積立申込金額である。  
 \*新型コロナウイルスの影響に伴う特例措置による積立免除金額2.72億円を含む。

### 【加入速報】

十一月の責任開始で、えりも漁協の小型合併、広尾・大樹・大津漁協のかに籠が新規加入となりました。関係各位のご理解・ご協力に感謝を申し上げます。年明けには、一号漁業のこんぶをとる漁業や各種漁船漁業が加入時期を迎えますが、ぎょさいと積立ぷらすとのセット加入を引き続き推進して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

### 【支払実績】

本年度の上半期の共済金支払は、漁業共済で三十五億六千万円の支払となりました。

その主な内容を前年同期と比べると、漁獲共済では、ほたて貝桁網漁業、定置漁業等で減少しましたが、こんぶをとる漁業、小型合併漁業、一般底びき網漁業等で大きく増加したことから、合計では六億九千六百万円増加し、三十二億四千二百万円の支払となりました。

特定養殖共済では、藻類・貝類等の合計で二億八千七百万円増加し、三億一千八百万円、漁業施設共済では、上半期での支払はなく、六百万円の減少となりました。

また、積立ぷらすの払戻補填金（漁業者十国）は、三十七億三千七百万円となり、前年同期に比べると、漁獲共済で六億五千万円、特定養殖共済で一億七千百万円それぞれ増加したことから、合計で八億二千百万円増加しました。

令和3年度 ぎょさい・積立ぷらす 支払実績表（9月末）

金額単位：億円

区 分	項 目	本年度支払（払戻）		前年同期支払（払戻）		同期対比増減		
		共済金	積立払戻	共済金	積立払戻	共済金	積立払戻	
漁業共済	漁 獲	1号漁業	1.34	5.52	0.06	2.43	1.28	3.09
		漁船漁業	30.61	26.99	22.26	23.56	8.35	3.43
		定置漁業	0.47	1.42	3.14	1.44	△ 2.67	△ 0.02
		計	32.42	33.93	25.46	27.43	6.96	6.50
	特定養殖	藻 類	0.14	0.32	0.02	0.06	0.12	0.26
		貝 類 等	3.04	3.12	0.29	1.67	2.75	1.45
		計	3.18	3.44	0.31	1.73	2.87	1.71
	漁業施設	養殖施設	—	/	0.06	/	△ 0.06	/
		定 置 網	—	/	—	/	0.00	/
		計	0.00	/	0.06	/	△ 0.06	/
合 計		35.60	37.37	25.83	29.16	9.77	8.21	
地域共済（休漁補償）		—	/	0.30	/	△ 0.30	/	
総 合 計		35.60	* 37.37	26.13	29.16	9.47	8.21	

（注）共済金は漁業共済、積立払戻は積立ぷらすの払戻補てん金（漁業者十国）である。

\*新型コロナウイルスの影響に伴う特例措置による積立免除金額0.82億円を含む。

『今後の共済金・積立ぶらす支払見込』

**共済金・積立ぶらす合わせて三百億円を超える支払を見込む**

本年十二月以降に見込まれる最大支払額は、主要漁業の「天然こんぶ」、「秋さけ定置」、「さんま棒受網」における共済金の合計で約六十七億円、積立ぶらすの合計で約百二十九億円となっております。

【天然こんぶ】

漁場環境の変化による繁茂状況の悪化等により、減産となる見込みです。

本年九月末の販売分に未販売金額を聞取り、試算したところ、函館・釧路・稚内地区を中心に漁獲共済で六億円、積立ぶらすで七億円、合計で十三億円の支払が見込まれています。

【秋さけ定置】

全道全体では前年を若干上回る水揚となっているものの、主産地であるオホーツク東部や太平洋側では来遊不振の漁況であり、日高・釧路・根室・北見地区を中心に漁獲共済で三十五億円、積立ぶらすで百十八億円、合計で百五十三億円の支払が見込まれています。

【さんま棒受網】

過去最大の不漁となった昨年を更に下回る水揚数量となっており、漁獲共済で二十五億円、積立ぶらすで四億円、合計で二十九億円の支払が見込まれています。

当組合では、共済金・積立ぶらすの早期支払に向けて、適切かつ迅速な処理に取り組んでおりますので、手続きに必要な書類の手配など関係各位のご協力をお願い申し上げます。

令和の備えも

**ぎょさい  
ぶらす**



## 「漁業者の経営安定のために」第十五回

平成二十三年度からスタートした「漁業収入安定対策」（ぎよさい・積立ぶらす）の普及・普遍的加入の実現を目的に設置された、「ぎよさい・積立



▲竹内水産経営課長

ぶらす」北海道推進協議会において、本年七月から座長を務めることになった道水産林務部の竹内賢一水産経営課長に、この普及啓発にかける思いをイエローページの紙面を通じて語っていただきます。

## 「漁業収入安定対策（ぎよさい・積立ぶらす）について」

漁業収入安定対策（ぎよさい・積立ぶらす）は、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の皆さんに対し、漁業収入が減少した場合に漁業共済の仕組みを活用して減収の補填を行う制度で、近年、さんま・さけ等本道の主要魚種の不漁やコロナ禍による産地価格の低迷、これまで経験したことのない自然災害の発生等により、厳しい漁業経営を強いられる中、漁業者の経営安定を図る上で益々重要となっている施策です。

これまで、道と系統団体では、推進協議会を組織して制度の普及推進運動に取り組み、令和二年度末における全道の加入率は、ぎよさいが八十六%、積立ぶらすが八十四%となっており、漁業収入安定対策がスタートした平成二十三年度以降、加入実績は着実に増加し、いざという時の備えとして無くてはならない制度だという声が多く寄せられています。

## 「地域の漁業実態を踏まえた取組が重要」

全道の加入実績を見ると、地域による操業形態が異なることなどの理由から、加入率はオホーツクや太平洋地域で高く、日本海地域では低い

状況が続いてきましたが、熱心な普及推進運動により、昨今、日本海地域での加入率は上昇傾向にあります。

一方、漁業種類別では、定置漁業やホタテガイ桁網漁業などの加入率は高いものの、複数の漁業を営む小規模な漁船漁業など加入が進んでいない漁業も見られます。

国では、水産基本法において、本対策の加入率を九十%まで引き上げることを目標としていることから、低利用地域や、低利用漁業の更なる加入推進に向け、地域の漁業実態を踏まえた計画的な取組が必要となっております。

また、漁業施設共済（定置漁具）については、純共済掛金率が三十%引き下げられたものの加入率は依然として低位にあるため、引き続き、加入を促進することが重要となっております。

## 「制度の充実と加入推進に向けて」

国は、水産政策の改革として、漁業法等の一部を改正し、今後、新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業災害補償制度のあり方を含めて検討し、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講じるとしています。

現行の積立ぶらすは、毎年の予算に基づく事業であり恒久対策ではないことや、長期間水揚げの減少が続いた場合、ぎよさい・積立ぶらすの補償水準等が下がることなどの課題があることから、道では、漁業収入安定対策の恒久化や新たな資源管理措置に対応した制度の拡充などについて国に要請してきたところですが、今後とも、水産政策改革の動きを注視しながら、漁業者にとって加入しやすく、より良い制度になるよう、引き続き関係団体とも連携し国に働きかけていく考えです。

依然として、漁業経営を取りまく環境は厳しい状況が続いておりますが、漁業者の経営安定に向け、今後とも、系統団体と行政が丸となって、「ぎよさい・積立ぶらす」の一層の加入促進に取り組んでまいります。